

平成 24 年 3 月
東京税関業務部

関係各位

航空貨物を対象とする A E O 通関業者に係る申告官署の選択制
における取扱いの変更について

羽田・成田地区における通関手続の一層の円滑化を図る観点から、平成 23 年 7 月より、A E O 通関業者について、本関、羽田税関支署、東京航空貨物出張所、成田航空貨物出張所及び成田南部航空貨物出張所の 5 官署を対象官署とした申告官署の選択制（以下「選択制」という。）を導入したところですが、今般、選択制の取扱いを変更することといたしますので、お知らせいたします。なお、ご不明な点につきましては、下記 10. 問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

記

1. 選択制の取扱い変更の概要

選択制を利用する A E O 通関業者が申告先として選択した官署（以下「選択官署」といいます。）と貨物の蔵置場所を管轄する官署（以下「蔵置官署」といいます。）が異なり、検査・貨物確認（以下「検査等」といいます。）を要する場合における取扱いを次のとおり変更します。

(1) 申告の処理

選択官署と蔵置官署が異なり、検査等を要する場合は、選択官署において申告の審査及び許可を行います。

(2) 検査等

上記 (1) の申告に対する検査等は、蔵置官署において行います。

2. 実施時期

平成 24 年 7 月 1 日（日）

3. 対象官署

本関、羽田税関支署、東京航空貨物出張所、成田航空貨物出張所、成田南部航空貨物出張所

4. 対象貨物

選択制の対象官署の管轄区域内に蔵置されている貨物（航空貨物に限る）が対象となります。

5. 対象手続

- (1) 輸出申告（積戻し申告を含む）・輸入（納税）申告
- (2) 輸入許可前貨物引取承認申請
- (3) 蔵入承認申請・蔵出輸入申告

- (4) 移入承認申請・移出輸入申告
- (5) 総保入承認申請・総保出輸入申告
- (6) 展示等申告
- (7) 輸入（引取）申告・特例申告
- (8) 特定輸出申告・特定委託輸出申告
- (9) 予備申告
- (10) 修正申告・更正の請求（輸入許可を行った官署に対して行う。）
- (11) その他これらに類する手続・付随する手続（納期限延長申請等）

(注) Air-NACCSを利用して手続が行われるものに限り、ただし、法令等の規定により検査等を要しない貨物（例えば、※臨特法第9条に掲げる貨物）及び項番10及び項番11のマニュアルによる手続は対象となります。

※ 臨特法・・・「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」

6. 選択制の利用開始、選択官署の変更又は利用取止に係る取扱い

- (1) 申告官署の選択に係る申出は、6月8日（金）までにAEO通関業者の営業所ごとに業務部航空総括部門もしくは各署所の通関総括担当部門へ「申告官署の選択の申出書（新規・変更・取止）」（別紙様式1）を提出することにより行ってください。

当該申出を行うことにより、原則として、その年の7月から選択制を利用することができます。

- (2) 申出書が提出された場合は、提出された申出書を審査したうえで、「申告官署の指定通知書（新規・変更・取止）」（別紙様式2）を税関から交付します。

7. AEO通関業者の認定が失効した場合の取扱い

選択制を利用しているAEO通関業者について、関税法第79条の4第1項「認定の失効」の規定によりAEO通関業者の認定が失効した場合は、申告官署の指定を取り消し、選択制の利用を停止します。

その場合、「申告官署の指定取消通知書」（別紙様式3）により申告官署の指定の取消し及び選択制の利用停止日を通知します。

8. 保税関係業務について

保税関係業務は本制度の対象外です（ただし、対象手続に併せて申請される保税運送承認申請は対象に含みます。）。なお、内容点検通報等の連絡については、従来どおり蔵置場を管轄する官署の保税部門へお願いします。

9. 移行期の取扱い

- (1) 申告官署を選択する前に行った輸出申告及び輸入（納税）申告等（予備申告を含む）については、以下のとおり取り扱います。

- ① 申告官署を選択する前に行った輸出申告及び輸入（納税）申告等は、当初の申告を受理した税関官署で引き続き処理するものとする。

- ② 申告官署を選択する前に行った手続に関連して行われる事後の手続（例えば、国内に引き

取った特例輸入申告貨物について行う特例申告、輸入申告に係る修正申告・更正請求、輸入許可前引取承認申請（BP）後に行うIBP、船名数量変更）は、当初の手続を行った税関官署に対して行うものとする。

③ 申告官署を選択する前に行った手続のうち、蔵入承認、移入承認等の後に行う輸入申告を申告官署を選択した後に行う場合は、選択した税関官署に対して行うものとする。

(2) 選択した税関官署に対する手続に関連して、納期限延長や輸入許可前引取承認等による担保の提供について、官署別据置担保又は個別担保を使用する場合、選択官署で使用できる担保が新たに必要となる場合がありますのでご留意願います。

10. 問い合わせ先

東京税関業務部航空総括部門	03-3599-6524
羽田税関支署通関総括第1部門	050-5533-6980
東京航空貨物出張所通関総括部門	047-329-0608
成田航空貨物出張所通関総括第1部門	0476-32-6138
成田南部航空貨物出張所通関総括第1部門	0476-33-0559

以上

(別紙様式1)

申出番号

平成 年 月 日

申告官署の選択の申出書 (新規・変更・取止)

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

下記営業所について、申告官署の選択の申出 (新規・変更・取止) を行います。

記

営業所名

所在地

責任者氏名

担当者名

電話番号

1. 認定番号及び認定税関

(1) 認定番号

--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 認定税関

--

2. 営業所の利用者コード

①

②

③

④

3. 申告希望官署

官 署 名	官署コード	選択欄

(注) 1. 「営業所の利用者コード」欄は、1の営業所で利用者コードを複数取得している場合には、全ての利用者コードを記載してください。

2. 「申告希望官署」欄は、申告官署として選択したい官署の「選択欄」に「○」を記載してください。

(別紙様式2)

指定番号

平成 年 月 日

申告官署の指定通知書（新規・変更・取止）

殿

税 関 長

⑩

平成 年 月 日付申告官署の選択の申出（新規・変更・取止）につ
いて、下記のとおり 申告官署を指定し ますので通知します。
利用を取り止め

記

1. 営業所の名称、所在地
2. 申告官署
3. 申告官署の選択制の利用開始（取止）日
平成 年 月 日

(別紙様式3)

平成 年 月 日

申告官署の指定取消通知書

殿

税 関 長

㊟

平成 年 月 日付指定番号 号により指定した申告官署
について、下記の理由により取り消し、平成 年 月 日から申告官署
の選択制の利用を停止しますので、通知します。

記

1. 営業所の名所、所在地

2. 理由

関税法第79条の4第1項《認定の失効》の規定により認定通関業者の認定が失効したため